②　その居住者等の非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定、特定非課税管理勘定又はその者の未成年者口座の非課税管理勘定若しくは継続管理勘定から移管がされる上場株式等

③　その他一定の上場株式等

(二)　その他一定の事項

ヘ　特定累積投資勘定とは、特定非課税累積投資契約に基づき振替口座簿への記載等がされる特定累積投資上場株式等の振替口座簿への記載等に関する記録と区分して行うための勘定で、次に掲げる要件を満たすものをいう。

(イ)　当該特定累積投資勘定は、令和六年一月一日から令和一〇年一二月三一日までの期間内の各年（累積投資勘定が設けられる年を除く。左記(ロ)において「勘定設定期間内の各年」という。）においてのみ設けられること。

(ロ)　当該特定累積投資勘定は、非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合等を除き、その勘定設定期間内の各年の一月一日において設けられること。

ト　特定非課税管理勘定とは、特定非課税累積投資契約に基づき振替口座簿への記載等がされる上場株式等の振替口座簿への記載等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、特定累積投資勘定と同時に設けられるものをいう。

チ　特定累積投資勘定に受け入れた公募等株式投資信託の受益権については、当該勘定が設けられた日の属する年の一月一日以後五年を経過した日に、当該勘定が設けられている非課税口座に係る同日の属する年分の累積投資勘定にその公募等株式投資信託の受益権の取得対価の額により移管することができる。

リ　居住者等が令和五年一二月三一日において金融商品取引業者等の営業所に開設している非課税口座に令和五年分の非課税管理勘定を設定している場合には、その居住者等（同日に非課税口座廃止届出書を提出した者等一定の者を除く。）は令和六年一月一日に当該金融商品取引業者等と特定非課税累積投資契約を締結したものとみなして、本措置を適用する。

(3)　金融商品取引業者等の営業所に新たに非課税口座を開設しようとする場合の手続について、非課税適用確認書の交付申請書の提出等の手続を廃止し、非課税口座開設届出書の提出の際に非課税適用確認書の添付を要しない簡易開設手続に一本化する。

(4)　金融商品取引業者等変更届出書及び非課税口座廃止届出書について、これらの書類の提出に代えて、その書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供できることとする。

(二)　未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置について、次の措置を講ずることとした。（租税特別措置法第九条の九及び第三七条の一四の二関係）

(1)　令和六年一月一日以後に、未成年者口座又は課税未成年者口座内の上場株式等又は預貯金等をこれらの口座から払い出した場合には、当該払出しによる未成年者口座の廃止の際、当該未成年者口座内の上場株式等の譲渡があったものとして、本非課税措置を適用し、居住者等はその払出し時の金額をもってその上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものとみなす。この場合において、当該未成年者口座の廃止までの間の当該未成年者口座内の上場株式等の譲渡等及びその間に支払を受けるべき未成年者口座内の上場株式等の配当等については、源泉徴収を行わないこととする。

(2)　未成年者口座廃止届出書について、当該書類の提出に代えて、その書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供できることとする。

(三)　肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の適用期限を三年延長することとした。（租税特別措置法第二五条、第六七条の三及び第六八条の一〇一関係）

(四)　短期所有土地の譲渡等をした場合の土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例について、適用停止措置の期限を三年延長することとした。（租税特別措置法第二八条の四関係）

(五)　山林所得に係る森林計画特別控除の適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第三〇条の二関係）

(六)　優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、次に掲げる譲渡を適用対象から除外した上、その適用期限を三年延長することとした。（租税特別措置法第三一条の二関係）

(1)　都市再生特別措置法に規定する認定整備事業計画に係る一定の都市再生整備事業の認定整備事業者に対する土地等の譲渡

(2)　都市計画区域内において行われる一団の宅地の造成（都市計画法に規定する一定の開発許可又は土地区画整理法に規定する一定の認可を受けて行われるものであること等の要件を満たすものに限る。）を行う者に対する土地等の譲渡

(七)　収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等の適用対象に、配偶者居住権の目的となっている建物又は配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供される土地等が収用等をされたことに伴い配偶者居住権及び配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供される土地等を当該配偶者居住権に基づき使用する権利が消滅等をし、一定の補償金等を取得する場合を加えることとした。（租税特別措置法第三三条、第三三条の二及び第三三条の四関係）

(八)　換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例の適用対象に、第一種市街地再開発事業等が施行された場合において、配偶者居住権の目的となっている建物に係る権利変換により施設建築物の一部等についての配偶者居住権を取得する権利を取得したときを加えることとした。（租税特別措置法第三三条の三関係）

(九)　低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除制度の創設

個人が、都市計画区域内にある低未利用土地又は当該低未利用土地の上に存する権利（以下「低未利用土地等」という。）で、その年一月一日において所有期間が五年を超えるものの譲渡（特別の関係がある者に対してするもの及びその対価（その譲渡とともにした当該低未利用土地の上にある資産の譲渡の対価を含む。）の額が五〇〇万円を超えるものを除く。）を令和二年七月一日から令和四年一二月三一日までの間にした場合（その譲渡の後に当該低未利用土地等の利用がされる場合に限る。）には、その年中の低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の金額から一〇〇万円（当該長期譲渡所得の金額が一〇〇万円に満たない場合には、当該長期譲渡所得の金額）を控除することができることとした。（租税特別措置法第三五条の三関係）

ただし、本特例の適用を受けようとする低未利用土地等と一筆であった土地からその年の前年又は前々年に分筆された土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡をその前年又は前々年中にした場合において、その者がその譲渡につき本特例の適用を受けているときは、当該低未利用土地等については本特例は適用しないこととした。

(〇)　特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第三六条の二及び第三六条の五関係）

(二)　特定口座源泉徴収選択届出書及び源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書について、これらの書類を特定口座開設届出書と併せて提出する場合以外の場合においても、これらの書類の提出に代えて、その書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供できることとした。（租税特別措置法第三七条の一一の四及び第三七条の一一の六関係）